

国の債権に係る情報の公表

防衛省（一般会計）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	令和3年度									令和4年度						令和5年度								
	管理対象債権額			消滅額						管理対象債権額			消滅額			管理対象債権額			消滅額					
	前年度以前発生 未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分	本年度発生分		前年度以前発生 未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分	本年度発生分		前年度以前発生 未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生 未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分	本年度発生分				
					うち不納欠損額	うち不納欠損額					うち不納欠損額	うち不納欠損額								うち不納欠損額	うち不納欠損額			
合計	63,860	17,336	46,524	56,863	10,425	40	46,437	-	71,512	18,527	52,985	64,952	12,127	15	52,824	-	112,414	12,580	99,834	106,148	6,618	52	99,530	-
備考	(主な歳入金債権) 病院等療養費債権 20,721 返納金債権 18,785 物件貸付料債権 6,353			(主な歳入金債権) 病院等療養費債権 20,462 返納金債権 18,608			(主な歳入金債権) 返納金債権 31,559 病院等療養費債権 17,150 物件貸付料債権 5,808			(主な歳入金債権) 返納金債権 31,378 病院等療養費債権 16,884			(主な歳入金債権) 返納金債権 70,796 病院等療養費債権 16,342 物件貸付料債権 5,267			(主な歳入金債権) 返納金債権 70,622 病院等療養費債権 16,082								

※1 消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第四百一十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

※2 計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

	令和3年度末現在額								令和4年度末現在額								令和5年度末現在額									
	一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分			
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分		
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額
官業益金及官業収入																										
官業収入																										
病院収入																										
病院等療養費債権	259	20	3	234	0	254	4	-	-	266	29	13	221	0	251	14	-	-	260	35	7	215	1	251	8	-
政府資産整理収入																										
回収金等収入																										
貸付金等回収金収入																										
自衛隊学貸貸与金債権	1	-	1	-	-	-	1	-	-	74	72	1	-	-	72	1	-	-	50	7	-	42	0	49	0	-
雑収入	6,770	23	73	401	6,264	425	6,338	-	7	6,219	10	33	478	5,690	488	5,723	-	7	5,955	58	194	386	5,308	444	5,503	0
国有財産利用収入	5,873	0	0	3	5,869	3	5,869	-	-	5,330	1	31	4	5,292	6	5,324	-	-	4,789	0	0	7	4,781	7	4,781	-
国有財産貸付収入	5,806	0	0	3	5,803	3	5,803	-	-	5,268	1	0	3	5,263	5	5,263	-	-	4,729	0	0	6	4,723	6	4,723	-
公務員宿舍使用料債権	0	0	0	0	-	0	0	-	-	0	0	0	0	-	0	0	-	-	0	0	0	0	-	0	0	-
物件貸付料債権	5,803	-	-	-	5,803	-	5,803	-	-	5,263	-	-	-	5,263	-	5,263	-	-	4,723	-	-	-	4,723	-	4,723	-
物件使用料債権	3	0	-	3	-	3	-	-	-	5	1	-	3	-	5	-	-	-	6	0	-	6	-	6	-	-
利息収入																										
利息債権	67	0	0	0	66	0	66	-	-	61	0	31	0	28	0	60	-	-	59	0	0	0	57	1	58	-
雑収入	897	23	72	397	395	421	468	-	7	889	8	1	474	398	482	399	-	7	1,166	57	194	379	527	437	721	0
弁償及返納金	815	4	72	386	344	391	416	-	7	814	6	0	452	345	459	346	-	7	803	6	0	371	417	377	418	0
返納金債権	176	0	72	88	8	88	81	-	6	180	3	0	161	8	165	8	-	6	174	1	0	188	8	159	8	0
弁償金債権	123	-	-	72	50	72	50	-	-	123	-	-	72	50	72	50	-	-	122	-	-	-	122	-	122	-
損害賠償金債権	515	3	-	225	284	229	284	-	1	510	3	0	218	286	222	287	-	1	506	5	0	212	286	218	286	-
物品売払収入																										
不用物品売払代債権	5	5	-	-	-	5	-	-	-	0	0	-	-	-	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	-	-
雑収入	71	13	0	6	51	19	51	-	-	70	1	0	16	52	18	52	-	-	362	51	193	8	109	59	303	-
費用弁償金債権	2	2	-	0	-	2	-	-	-	0	0	0	0	-	0	0	-	-	226	35	190	0	-	36	190	-
立替金返還金債権	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-
受託手数料債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防衛省職員給食費債権	0	0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-	13	10	2	0	-	11	2	-
留学費用徴還金債権	1	-	-	1	-	1	-	-	-	2	1	-	1	-	2	-	-	-	2	-	-	2	-	2	-	-
利得償還金債権	15	10	-	4	-	15	-	-	-	16	0	-	14	1	15	1	-	-	10	4	0	5	-	9	0	-
延滞金債権	51	-	0	-	51	-	51	-	-	51	-	-	-	51	-	51	-	-	109	-	-	-	109	-	109	-
特別収入																										
損害賠償金債権	4	-	-	4	-	4	-	-	-	4	-	-	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	7,031	43	78	636	6,265	690	6,344	-	7	6,560	112	48	700	5,691	812	5,740	-	7	6,265	101	202	644	5,310	745	5,512	0

※1 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。  
 ※2 計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

令和5年度

## 不納欠損額の内訳

防衛省所管  
一般会計

(単位：円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	140	3,061,347	140	3,061,347	(目) 病院等療養費債権 3,061,347円
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	120	49,919,687	120	49,919,687	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、 援用の見込み）	-	-	93	14,520,815	93	14,520,815	(目) 病院等療養費債権 7,683,084円 (目) 返納金債権 12,766円 (目) 損害賠償金債権 6,824,965円
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	10	2,597,190	10	2,597,190	(目) 物件使用料債権 439,063円 (目) 損害賠償金債権 2,158,127円
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について 限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執 行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務 者が免責）	-	-	17	32,801,682	17	32,801,682	(目) 病院等療養費債権 99,830円 (目) 自衛隊学貸与金債権 29,213,713円 (目) 返納金債権 142,504円 (目) 損害賠償金債権 2,225,563円 (目) 留学費用償還金債権 1,120,072円
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上 争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない 旨決定）	-	-	-	-	-	-	

令和4年度

## 不納欠損額の内訳

防衛省所管  
一般会計

(単位：円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	18	3,077,129	18	3,077,129	(目) 病院等療養費債権 2,757,437円 (目) 立替金返還金債権 319,692円
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	15	350,472	64	12,272,145	79	12,622,617	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、 援用の見込み）	15	350,472	58	8,233,892	73	8,584,364	【本年度発生分】 (目) 病院等療養費債権 345,630円 (目) 損害賠償金債権 4,842円 【前年度以前発生分】 (目) 病院等療養費債権 8,215,354円 (目) 返納金債権 8,113円 (目) 損害賠償金債権 10,425円
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について 限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執 行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務 者が免責）	-	-	6	4,038,253	6	4,038,253	(目) 病院等療養費債権 269,052円 (目) 損害賠償金債権 3,768,695円 (目) 費用弁償金債権 506円
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上 争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない 旨決定）	-	-	-	-	-	-	

令和3年度

## 不納欠損額の内訳

防衛省所管  
一般会計

(単位：円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	2	40,290	1	26,516	3	66,806	【本年度発生分】 (目) 返納金債権 2,010円 (目) 損害賠償金債権 38,280円 【前年度以前発生分】 (目) 損害賠償金債権 26,516円
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	-	-	55	26,340,393	55	26,340,393	(目) 病院等療養費債権 1,065,278円 (目) 物件使用料債権 5,942,932円 (目) 利息債権 11,379,952円 (目) 損害賠償金債権 7,782,058円 (目) 延滞金債権 170,173円
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	-	-	156	14,422,986	156	14,422,986	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、 援用の見込み)	-	-	130	5,908,479	130	5,908,479	(目) 病院等療養費債権 4,312,712円 (目) 利息債権 44,747円 (目) 損害賠償金債権 1,531,905円 (目) 延滞金債権 19,115円
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が終了)	-	-	2	2,125	2	2,125	(目) 損害賠償金債権 2,125円
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について 限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執 行費用等を超えない見込み)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により債務 者が免責)	-	-	24	8,512,382	24	8,512,382	(目) 病院等療養費債権 866,350円 (目) 物件使用料債権 680,787円 (目) 返納金債権 134,480円 (目) 損害賠償金債権 6,830,765円
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法律上 争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない 旨決定)	-	-	-	-	-	-	